

退職金専用定期貯金規定

1. 預入資格

本定期貯金は、1年以内に受け取った退職金に限りお預け入れできます。

2. 取扱店舗

本定期貯金の預け入れおよび支払いは、当組合の信用事業取扱い店舗のみのお取扱いとします。

3. お預け入れ限度額

300万円以上 退職金金額まで

4. 少額貯蓄非課税制度（マル優）の利用

本定期貯金は少額貯蓄非課税制度（マル優）を利用することができます。

5. 適用利率

(1) 預入日に当組合が店頭に表示しているスーパー定期基準利率に0.20%を上乗せした利率を約定利率とします。

なお、組合員（家族含む）の場合は、上記適用利率にさらに0.10%を上乗せします。

(2) 当組合がやむをえないものと認めてこの貯金を満期日前に解約する場合には、貯金規定に基づき、お預け入れ期間に応じた「スーパー定期（単利型）」の期限前解約利息（中途解約利率）により計算した利息とともに払い戻します。

6. 取扱期間

お預入日より1年後の応答日を満期日とします。ただしご解約のお申し出が無い場合は、自動継続時のスーパー定期貯金（単利型）店頭表示利率にて同期間（1年）によるご継続とさせていただきます。

7. その他

契約の際、「退職所得の源泉徴収票」「退職金支給明細書」「退職金振込通帳」等退職金受取金額を確認できる書類の提示が必要となります。

また、本規定に定めのない事項については、スーパー定期貯金規定（単利型）により取扱います。

以上

2025年4月1日